

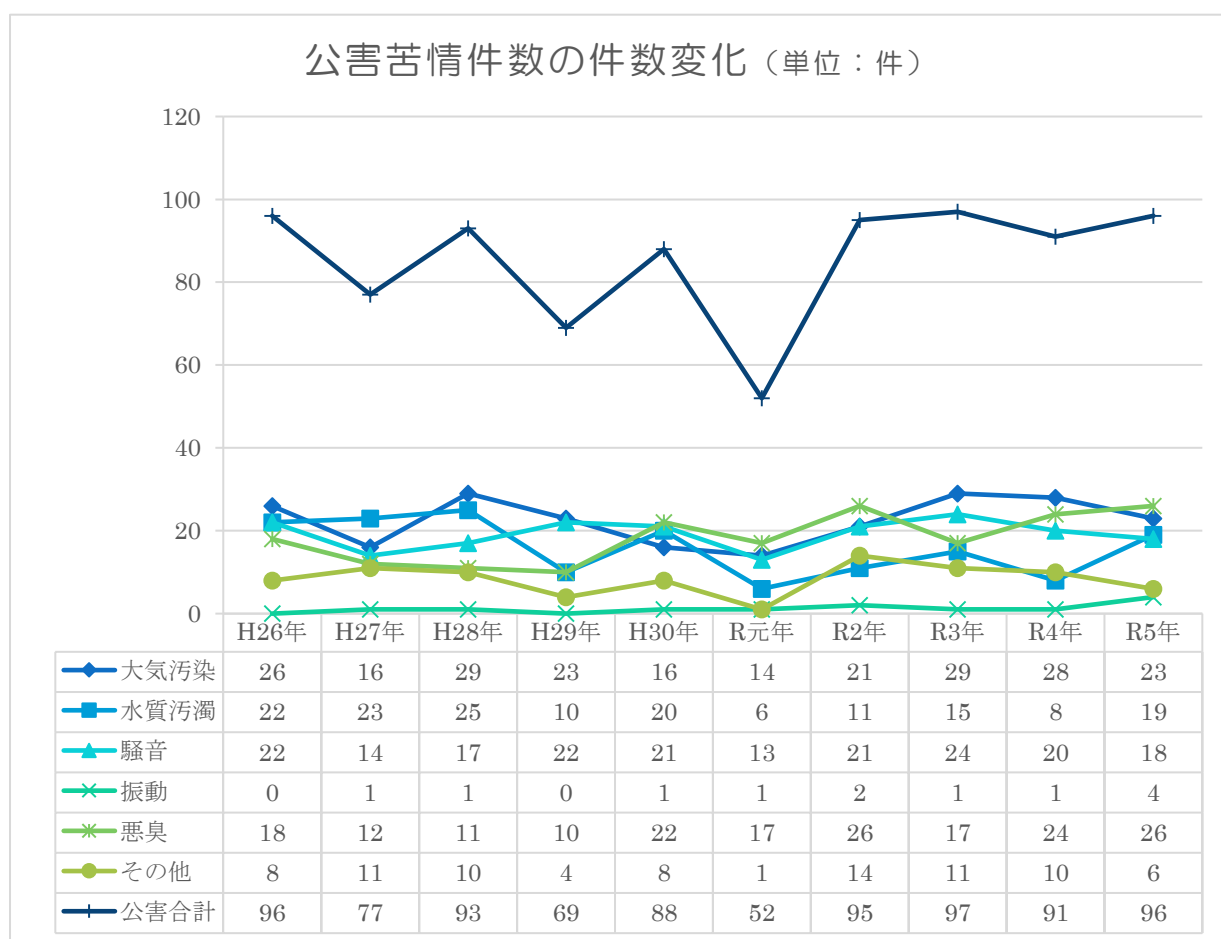
7 苦情

7 苦情

(1) 公害苦情

環境基本法では、『公害』を事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気の汚染、②水質の汚濁、③土壌の汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下、⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることと定義しています。

当市の公害苦情件数は、令和元年度までは減少傾向にありましたが、令和2年度より増加に転じています。コロナ禍により外出する機会が減り、家の中で感じる”巣ごもり苦情”が増えたことが考えられます。また、件数の多くを占める大気汚染の内容は屋外での焼却行為（野焼き）で、そのほとんどが個人によるものです。その他、騒音苦情などでは、ライフスタイルの多様化、近隣関係の希薄化、感情的な対立等から近隣家屋の生活音が公害として申し立てられる事例が増加しています。



（２）その他の苦情

犬・猫関係

焼津市環境美化推進条例により、散歩中の犬のふんは飼い主が責任をもって始末するよう義務付けられており、市では、立て看板や市広報紙、飼い方マナー説明会等で飼い主への啓発を図っています。

しかしながら、一部の飼い主がふんを放置して立ち去ってしまうことがあるため、犬のふん害による苦情や相談は無くなっていません。また、無駄吠えや放し飼いなど、飼い主のモラルが問われるような苦情も増えています。

猫に関しては、適正に終生飼養してくれる方、野良猫を引き取って育てている方がいる一方で、捨て猫や野良猫によるふん害や子猫の産み落としなどによる苦情や相談が後を絶たない状況にあります。

空き地管理

空き地周辺の良好な生活環境を保全するため、近隣からの苦情に基づき、土地所有者に空き地の適正な管理を指導しています。

建物が無い土地の場合では、雑草の繁茂による景観の悪化、虫や害獣の発生・増加、空き家など建物がある土地の場合では、樹木の枝・落ち葉の隣地への越境や防犯上の不安が多くの苦情の原因となっています。

また、現在使用されている土地であっても、庭木等の手入れが不十分なことで近隣から苦情が寄せられる事例が増加しています。

犬・猫、空き地の苦情件数変化（単位：件）

